

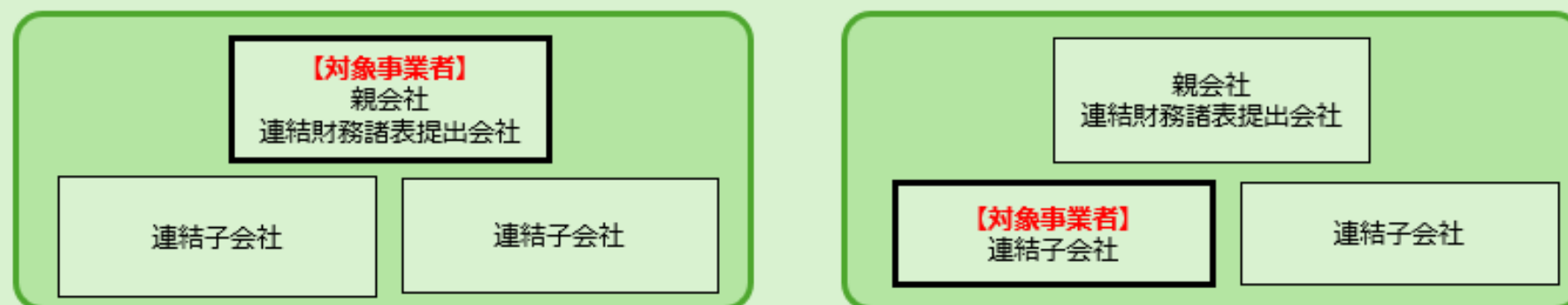
(※) 連結会社の定義について

- 地域未来投資促進税制における「**連結会社**※1」とは、**金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び連結子会社**を指します。※2

※1 地域未来投資促進税制では、課税特例の要件の一つとして、設備投資額が前年減価償却費の25%以上であることとしており、R5年度以降、前年度減価償却費について、連結会社の場合は連結会社全体でみることにしています。

※2 外国の法令に基づいて設立された会社で同法の規定の適用を受けない場合であっても、連結会社に相当する関係のある子会社等が存在する場合は関係する会社全体でみることにしています。

連結会社として取り扱うパターン

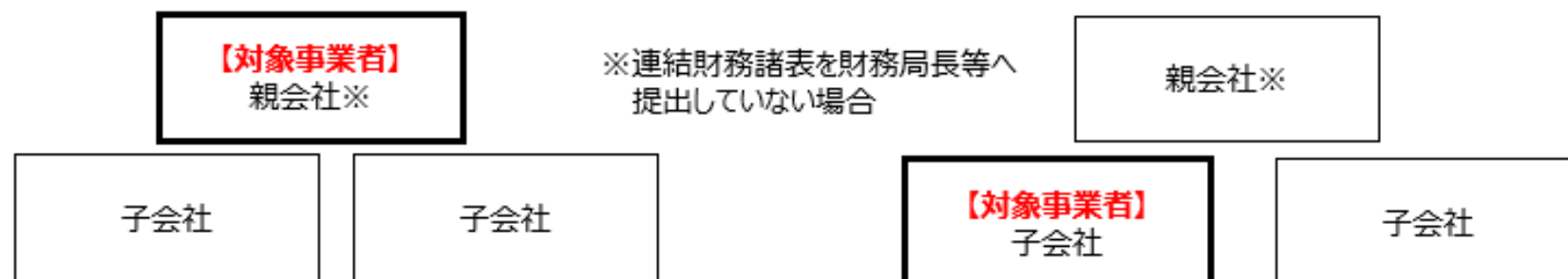


親会社が連結財務諸表を提出すべき会社の場合、対象事業者は親会社・子会社（孫会社含）でも連結会社として申請してください。

※子会社の場合、非連結子会社として連結の範囲から除外されている場合がございます。

※金融商品取引法上ではなく、任意で連結財務諸表を作成している場合は下記連結会社「以外」として申請してください。

連結会社以外として取り扱うパターン



親会社が連結財務諸表を財務局長等へ提出していない場合、連結会社以外として申請してください。

※地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則より引用